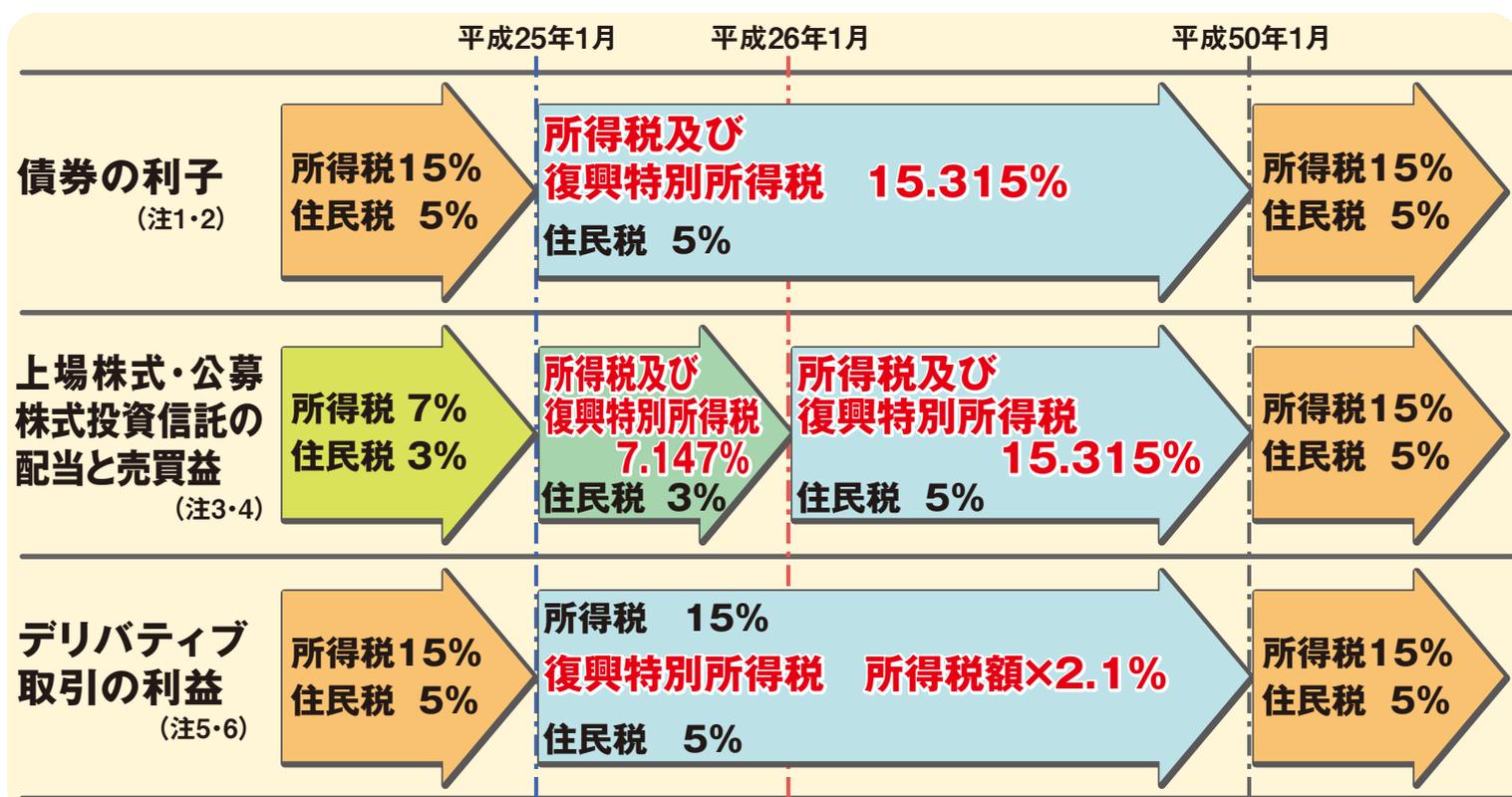


金融商品から生じる 利子・配当・売買益が 復興特別所得税の対象となります!

- ・株式、投資信託、債券やデリバティブ取引などの金融商品から生じる利益には、所得税が課税されます。
- ・復興特別所得税とは、東日本大震災からの復興財源を確保するため、**平成25年から平成49年まで(25年間)**の各年分の所得税の額に**2.1%**を乗じた金額が、追加的に課税されるものです。



(注1) 公社債投資信託(MRF、MMF等を含みます。)の分配金を含みます。

(注2) 国内の割引債の償還益は、発行時に所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されます(税率:18%⇒18.378%)。

(注3) 源泉徴収が行われる場合の税率です(ただし、内国法人の場合は住民税が徴収されません。)。確定申告を行う場合、復興特別所得税は所得税額に2.1%を乗じた額となります。

(注4) 上場ETFや上場REIT等の売買益及び公募株式投資信託の解約益・償還益を含みます。

(注5) 有価証券、為替等又はそれらの指数の先物・オプション取引又はカバードワラントで国内で取引するものに限りします。

(注6) 内国法人の場合は、法人課税されます。

このリーフレットは平成24年3月時点での情報をもとに作成しています。

Q1: 復興特別所得税は、いつから課税されますか？

A1: 債券の利払日、投資信託の決算日、株式の配当金の支払日が、平成25年1月1日以後のものから復興特別所得税が課税されます。

ただし、源泉徴収ありの特定口座で受け取る株式の配当金や投資信託の分配金については、特定口座を開設する証券会社から交付を受けた日が平成25年1月1日以後のものから復興特別所得税が課税されます。

Q2: 復興特別所得税は、所得に対して2.1%課税されるのですか？

A2: 違います。復興特別所得税は、所得の2.1%ではなく、所得税額の2.1%です。

(例) 利子所得に対する税率(所得税+復興特別所得税)は次のとおりです。

(正) $15.315\% = 15\% + (15\% \times 2.1\%)$ (誤) $17.1\% = 15\% + 2.1\%$

Q3: 私は少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用しており、債券の利子が非課税とされています。復興特別所得税が課税されますか？

A3: 復興特別所得税は、所得税額に対して課税されます。このため、所得税額が零(0)の場合には復興特別所得税は課税されません。

Q4: 国内債券を売買するとき、買い手から売り手に「経過利子」が支払われますが、復興特別所得税によりその金額はどうなりますか？

A4: 経過利子は「利子の額×経過日数×0.8」により計算されます(①の期間)。次の利払日が平成25年1月1日以後となる国内債券を売買した場合(②の期間)、その計算式は「利子の額×経過日数×0.79685」となります(課税取引に限ります)。



なお、個人向け国債の中途換金を行う際に差し引かれる中途換金調整額が、平成25年1月10日受渡分から「2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」から「2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」に変更されます。

投資信託(外国投資信託を含みます)の目論見書の交付を受けないことに同意されているお客様につきましては、ご希望に応じ復興特別所得税に係る記載を追加した目論見書を販売会社からお渡しいたします。ご希望のお客様は、販売会社にお申し出ください。

このリーフレットは平成24年3月時点での情報をもとに作成しています。